

検甲第3号証

電 話 聽 取 書

受信人　名古屋地方検察庁検察官事務取扱副検事　崎　山　弘
取扱者　検察事務官　田　中　卓

発信人　居酒屋「あいべん」店長　朝　日　丸　男

受信日時　令和8年2月21日午前11時30分

私は、令和8年2月18日、弁護人を通じて被告人島上龍と示談しました。

しかし、今回のことがあったため、近くの知り合いの飲食店の店長らに確認したところ、彼は、今回以外にも少なくとも5回にわたり無銭飲食をしており、未だに代金が支払われていないことが分かりました。

今回、私は示談金を受け取りましたが、その他の飲食店では合計1万円以上の未払金があるとのことです。

今回は、彼から未払金を回収するため、やむを得ず示談することにしましたが、同業者で苦境にあえぐ、他の飲食店のことを考えると、彼を処罰して欲しい気持ちは今も変りません。厳重な処罰を求めます。

以　上